

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

- ① 要介護状態にある方に対し、適正な地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。
- ② 「一人ひとりを大切にしたい質の高い介護サービスの提供」を基本理念とし、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ③ 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 施設の内容

(1) 提供できるサービス地域

本体施設

施設名	特別養護老人ホームやすらぎ園
指定番号	介護老人福祉施設（千葉県1272000090号）
所在地	千葉県旭市イの3925番2
管理者の氏名	田邊 信行
電話番号	0479-63-9011
FAX番号	0479-64-0288
指定を受けた地域	千葉県

サテライト型

施設名	地域密着型介護老人福祉施設 第二やすらぎ園
指定番号	介護老人福祉施設（千葉県1292000039号）
所在地	千葉県旭市秋田1698番3
管理者の氏名	向田 あゆみ
電話番号	0479-60-7002
FAX番号	0479-60-7772
サービスを提供する地域	旭市

(2) 施設の従業者体制

	職務の内容	人員
管理者	業務の一元的な管理	1名
医師	健康管理及び栄養上の指導	1名以上
歯科医師	歯科の診療・歯科衛生指導	1名以上
生活相談員	生活相談及び指導	1名以上
看護職員	心身の健康管理、保健衛生管理	1名以上
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持の為の指導	1名以上
介護職員	介護業務	12名以上
介護支援専門員	施設サービス計画の作成	1名以上

(3) 設備の概要

定員 29名（クローバー10名、菜の花9名、ローズ10名の3ユニット）

○居室 29室

入所者の居室は、個室（定員1名）とし、ベッド、キャビネット、システム家具、洗面台等を備品として備えています。

○食堂及び共同生活

利用者の使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が利用できるテーブル・椅子・食器類などの備品類を備えています。

○浴室 2室

浴室には入所者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に、特殊浴槽を設置しています。

○洗面所及び便所

洗面所は居室ごと、便所は1ユニットに3箇所の設備を設置しています。

○多目的室

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

① 食事

- ・栄養士による献立により、身体状況、疾病状況及び嗜好等を考慮しながら、食事の提供に努めます。

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・重度であっても、身体状況に応じた設備を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ その他自立への支援

- ・契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・重度化防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・シーツの交換は、毎週1回実施します。

⑥ 生活相談

常勤の生活相談員に、生活に関する相談ができます。

⑦ 健康管理

当施設では、年間1回健康診断を行います。

(2) その他のサービス

① 理容

月に1回以上、理容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

② 年金等の行政手続き代行

行政手続きの代行を施設似て受け付けております。ご希望の際は、職員にお申し出ください。ただし手続きにかかる経費はその都度お支払いいただきます。

③ レクリエーション

当施設では、盆踊り大会、敬老会、クリスマス会、誕生会、等の行事を行います。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□介護報酬告示額

(1) 基本料金 (1日につき)

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (負担割合 1割の場合)

介護区分	介護サービス費用	自己負担額
要介護1	6,820円	682円
要介護2	7,530円	753円
要介護3	8,280円	828円
要介護4	9,010円	901円
要介護5	9,710円	971円

(2) 加算料金等

初期加算 入所日から30日間	日額	30円
外泊時費用 月6日間限度	日額	246円
外泊時在宅サービス利用費用 月6日間限度	日額	560円
再入所時栄養連携加算	1回限り	200円
退所前後訪問相談援助加算	1回につき	460円
退所時相談援助加算	1回限り	400円
退所前連携加算	1回限り	500円
個別機能訓練加算 (I)	日額	12円
個別機能訓練加算 (II)	月額	20円
個別機能訓練加算 (III)	月額	20円
自立支援促進加算	月額	280円
生活機能向上連携加算 (I)	月額	100円
生活機能向上連携加算 (II)	月額	200円
※個別機能訓練加算を算定している場合	月額	100円
ADL維持等加算 (I)	月額	30円
ADL維持等加算 (II)	月額	60円
若年性認知症入所者受入加算	日額	120円
栄養マネジメント強化加算	日額	11円
療養食加算	1回	6円
経口移行加算	日額	28円
経口維持加算 (I)	月額	400円
経口維持加算 (II)	月額	100円
口腔衛生管理加算 (I)	月額	90円
口腔衛生管理加算 (II)	月額	110円
夜勤職員配置加算 (II) イ	日額	46円
夜勤職員配置加算 (IV) イ	日額	61円
看護体制加算 (I) イ	日額	12円
看護体制加算 (II) イ	日額	23円
日常生活継続支援加算	日額	46円
サービス提供体制強化加算 (I)	日額	22円
サービス提供体制強化加算 (II)	日額	18円
サービス提供体制強化加算 (III)	日額	6円
認知症ケア加算 (I)	日額	3円
認知症ケア加算 (II)	日額	4円
認知症チームケア推進加算 (I)	月額	150円
認知症チームケア推進加算 (II)	月額	120円
生産性向上推進体制加算 (I)	月額	100円
生産性向上推進体制加算 (II)	月額	10円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	日額	200円
常勤専従医師配置加算	日額	25円
配置医師緊急時対応加算		
通常の勤務時間外	1回	325円
早朝・夜間の場合	1回	650円
深夜の場合	1回	1300円
協力医療機関連携加算 (I)	月額	100円
協力医療機関連携加算 (II)	月額	5円

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	月額	10円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	月額	5円
新興感染症等施設療養費	日額	240円
特別通院送迎加算	月額	594円
退所時情報提供加算	1回	250円
退所時栄養情報連携加算	1回	70円
看取り介護加算（Ⅰ）		
死亡日以前31日以上45日以下	日額	72円
死亡日以前4日以上30日以下	日額	144円
死亡日以前2日又は3日	日額	680円
死亡日	日額	1280円
在宅復帰支援機能加算	日額	10円
在宅・入所相互利用加算	日額	40円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	月額	3円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	月額	13円
排せつ支援加算（Ⅰ）	月額	10円
排せつ支援加算（Ⅱ）	月額	15円
排せつ支援加算（Ⅲ）	月額	20円
科学的介護促進体制加算（Ⅰ）	月額	40円
科学的介護促進体制加算（Ⅱ）	月額	50円
安全対策体制加算	1回限度	20円
ユニット減算		-3/100
身体拘束廃止未実施減算		-10/100
安全管理体制未実施減算		-5/日額
栄養管理未実施減算		-14/日額
高齢者虐待防止措置未実施減算		-1/100
業務継続計画未策定減算		-3/100
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		
※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に14%を掛けて算出します。		
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		
※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に13.6%を掛けて算出します。		
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		
※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に11.3%を掛けて算出します。		
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		
※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に9%を掛けて算出します。		

*現在、上記すべての加算を算定しているわけではありません。算定していない加算については、加算適応時に算定することもあります。

*介護保険の自己負担は各利用者の負担割合に応じた額となります。こちらに記載の料金は1割負担の料金を表示しています。2割負担の方は表示金額に2を乗じた金額、3割負担の方は、表示金額に3を乗じた金額になります。

*料金については法律の改正により変更されますのでご了承ください。

□その他の費用

(1) 「食費」及び「居住費」等

①食費 (所得に応じて減額があります)

日額 1,580円

通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
1日 1,580円	1日 300円	1日 390円	1日 650円	1日 1,360円

②居住に要する費用額 (所得に応じて減額があります)

日額 2,910円

通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
1日 2,910円	1日 880円	1日 880円	1日 1,370円	1日 1,370円

③預かり金出納管理費 日額 40円

(2) その他自己負担となるもの (全額)

- ①理・美容
- ②年金等の行政手続き代行
- ③その他

(3) 基本料金の減免措置

- ①食費の減免
- ②居住費の減免

□支払方法

毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。
お支払方法は、口座自動引き落としのみとなります。

5. 入退所の手続き

□入所手続き

- ・入所にあたっては、主治医に指定の診断書(用紙は施設にあります)を作成していただいてから入所希望者リストに登録し、欠員ができましたら施設からご連絡いたします。

- ・入所が決定しましたら契約となりますが、その際の有効期間は要介護認定の期間と合わせます。ただし入所要件を満たしておれば自動的に更新できます。詳細につきましては、介護支援専門員または生活相談員におたずねください。

□契約の自動終了

- ・以下の場合、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。
 - ① 他の介護保険施設や認知対応型共同生活介護施設へ入所した場合
 - ② 介護認定区分が非該当（自立）、要支援、要介護1、2となった場合
ただし、要介護1、2の場合、特例入所の要件に該当すると認められる場合には引き続き入所が可能となります。
 - ③ 入所されておられる方が死亡または被保険者資格を喪失した場合
 - ④ 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合
 - ⑤ その他
サービス利用料の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または施設や施設の職員に対して契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合は、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

6. 施設利用に当たってご留意いただく事項

- ① 入所者又はその家族は、体調の変化があった際には施設の従業者にご連絡ください。
- ② 入所者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③ 面会
面会時間は9：00～19：00までとします。面会の際は玄関にある面会簿に氏名等をご記入ください。また、防犯上の問題や入所されておられる方の生活がありますので、早朝、夜間の時間帯は極力ご遠慮下さい。
- ④ 外出、外泊
ご自由ですが、食事の手配等の事情がありますので、お早めに日時、期間をご連絡ください。
- ⑤ 飲酒
他の利用者に迷惑がかからない程度で、ご希望があれば飲酒できます。
- ⑥ 喫煙
喫煙場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- ⑦ 金銭・貴重品の管理
ご希望があればご本人分を管理します。その際には、金銭受領、支払いの管理について、委任状をいただきます。

⑧ 宗教活動

信仰に関しては自由ですが、入所されておられる方に対し、ご勧誘はご遠慮下さい。

⑨ その他

ここに取り決めのないことについては、随時協議することとします。

7. 非常災害対策・業務継続に向けた取組の強化

①施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密に行い、防災に努めるとともに、災害に備えて研修、訓練等を行います。また、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年3回以上入所者及び従業者等の訓練を行います。

②感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を行います。

③ 防災設備

- ・非常災害の対応：防火、避難に関する消防計画の作成
- ・防災設備：自動火災報知設備、消火器、非常用照明、誘導灯
- ・防災訓練：総合避難訓練、夜間避難訓練を定期的の実施
- ・防火責任者：土屋尚人

8. 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組を徹底するため、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施に加え、訓練の実施等を行います。

9. 緊急時の対応

サービス提供時に入所者の容態に変化があった場合は、主治医や協力医療機関へ連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族等へ速やかに連絡いたします。

10. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

11. 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守します。

12. 入所者の尊厳

入所者の人権・プライバシーの保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

13. 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に入所者及びその家族への十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14. 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、委員会の開催、指針の整備等、必要な体制を整えるとともに、担当者を設置し、従業者に対し研修を定期的実施すること等の措置を講ずるよう努めます。

15. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：早川 伸子 ・ 向田 あゆみ

ご利用時間： 9時00分 ～ 18時00分

ご利用方法 電話番号： 0479-60-7002

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

旭市 高齢者福祉課

所在地：旭市ニの2132番地

電話番号：0479-62-5308

受付時間：8時30分 ～ 17時15分（土日、祝日を除く）

千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課

所在地：千葉県千葉市稲毛区天台6-4-3

電話番号：043-254-7428

受付時間：午前9時00分 ～ 17時00分（土日、祝日を除く）

16. 協力医療機関等

施設は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名称 田辺病院

・住所 千葉県旭市口の818-2

・協力歯科医療機関

- ・名称 やすらぎ歯科クリニック
- ・住所 千葉県旭市イの3925番2

緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

17. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入所者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご入所者様に故意又は過失が認められた場合には、ご入所者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

18. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 旭福社会
代表者役職・氏名	理事長 田 邊 信 行
所在地・電話番号	旭市イの3925番2 0479-63-9011

定款の目的に定められた事業

- 1 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
 - (ロ) 軽費老人ホームの経営
- 2 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人短期入所事業の経営
 - (ロ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
 - (ニ) 認知症対応型共同生活援助事業の経営
- 3 公益を目的とする事業
 - (1) 居宅介護支援の事業
 - (2) 地域支援の事業
 - (3) 歯科診療所の事業
 - (4) 介護員養成研修の事業
 - (5) 介護予防・日常生活支援総合事業
 - (6) 地域包括支援センター事業
 - (7) 千葉県留学生受入プログラムに関する事業